

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和7年度技能検
定随時2級、随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

令和7年3月4日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施職種

次に掲げる等級の区分に応じ、次に定める職種とする。なお、実施する作業については、職能協会が発行する
案内書に記載のとおりとする。

- (1) 随時2級 鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検
査、ダイカスト、電子機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印
刷、プラスチック成形、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送
施工、防水施工、内装仕上げ施工、塗装及び工業包装
- (2) 随時3級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミ
ニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製
造、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具
製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、
ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張
り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施
工、表装、塗装及び工業包装
- (3) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミ
ニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、
冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製
作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、
パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、
タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、
サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、群馬県職業能力開
発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、職能協会が指定す
る日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める
額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会

が送付する納付書を使用し、納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 在留カード

エ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望月の60日前まで

(4) 受検申請に関する注意

技能検定受検申請書及び案内書は、職能協会で交付する。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

本公示の随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。